

○文化財保護法等により指定された建造物の場所の指定

(平成4年12月16日消防告示第3号)

改正経過 平成23年6月 消防告示第2号

平成24年3月 消防告示第4号

神戸市火災予防条例(昭和37年4月条例第6号)第24条第1項第3号の規定に基づき、文化財保護法等により指定された建造物の場所を次のとおり指定する。

名称	所在地	指定場所	図面番号
旧ハンター住宅	神戸市灘区青谷町1丁目1番	旧ハンター住宅の内部及びその周囲	No.1
徳光院	神戸市中央区葺合町字布引山2番地3	多宝塔の内部及びその周囲	No.2
相楽園	神戸市中央区中山手通5丁目3番1号	船屋形の内部及びその周囲	No.3
		旧ハッサム住宅の内部及びその周囲	No.4
		旧小寺家厩舎の内部及びその周囲	No.5
旧トーマス住宅	神戸市中央区北野町3丁目13番3号	旧トーマス住宅の内部(地階を除く)及びその周囲	No.6
八幡神社三重塔	神戸市北区山田町中字宮ノ片57番	三重塔の内部及びその周囲	No.7
若王子神社本殿	神戸市北区山田町福地字新池101番	本殿の内部及びその周囲(御神灯を除く)	No.8
箱木家住宅	神戸市北区山田町衝原字道南1番地4	箱木家住宅の内部及びその周囲	No.9
石峯寺	神戸市北区淡河町神影字岩本110番1	薬師堂の内部及びその周囲(宗教的行事に使用する火気を除く)	No.10
		三重塔の内部及びその周囲	No.11
福祥寺	神戸市須磨区須磨寺町4丁目6番8号	本堂の内部及びその周囲(宗教的行事に使用する火気を除く)	No.12
太山寺	神戸市西区伊川谷町前開字大善坊224番地	本堂の内部及びその周囲(宗教的行事に使用する火気を除く)	No.13
		三重塔の内部及びその周囲	No.14
		仁王門の周囲	No.15
如意寺	神戸市西区櫛谷町谷口字真谷中259番地1	阿弥陀堂の内部及びその周囲(宗教的行事に使用する火気を除く)	No.16
		文殊堂の内部及びその周囲(宗教的行事に使用する火気を除く)	No.17
		三重塔の内部及びその周囲	No.18
豊歳神社本殿	神戸市北区大沢町市	本殿の内部及びその周囲	No.19

	原字月方 631 番		
小林家住宅（旧 シャープ住宅）	神戸市中央区北野町 3 丁目 10 番 11 号	小林家住宅の内部（1 階休憩室を 除く）	No.20
旧神戸居留地 15 番館	神戸市中央区浪花町 15 番	15 番館の周囲	No.21
六甲八幡神社	神戸市灘区八幡町 3 丁目 6 番	厄神宮本殿の内部（宗教的行事に 使用する火気を除く）	No.22
下谷上の舞台	神戸市北区山田町下 谷上字砂川 39 番	舞台及びその周囲（伝統的行事に 使用する火気を除く）	No.23
移情閣	神戸市垂水区東舞子 町 2051 番地	移情閣の内部及びその周囲	No.24
内田家住宅	神戸市北区鈴蘭台西 町 6 丁目 8 番 8 号	内田家住宅の内部及びその周囲 （かまど及び囲炉裏を除く）	No.25
西尾家住宅	神戸市須磨区離宮西 町 2 丁目 4 番 1 号	主屋の内部及びその周囲（地階・ 1 階厨房及び 1・2 階テラスを除 く）	No.26
		松風閣の内部及びその周囲	No.27
		真珠亭の内部及びその周囲	No.28
		石炭庫の内部	No.29
		車庫の内部	No.30
旧村山家住宅	神戸市東灘区御影郡 家 2 丁目 12 番 1 号	洋館・書院棟（台所を除く）・玄関 棟・茶室棟・衣装蔵・美術蔵及び その周囲（伝統的行事に使用する 火を除く）	No.31
八多神社本殿	神戸市北区八多町下 小名田字宮之 832 番 1	本殿の内部及びその周囲（宗教的 行事に使用する火気を除く）	No.32
八幡神社本殿	神戸市北区淡河町勝 雄字宮ノ浦 35 番地	本殿の内部及びその周囲（宗教的 行事に使用する火気を除く）	No.33
近江寺本堂	神戸市西区押部谷町 近江字大門 147 番	本堂の内部及びその周囲（宗教的 行事に使用する火気を除く）	No.34